

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年4月1日から18年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

また、平成15年12月29日について、その主張する標準賞与額（17万円）、16年12月24日、17年8月31日、同年12月26日及び18年8月10日について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、15年12月29日の標準賞与額を17万円に、16年12月24日、17年8月31日、同年12月26日及び18年8月10日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から18年11月1日まで
② 平成15年12月29日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年8月31日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成17年4月1日から18年11月1日までにおける標準報酬月額並びに15年12月29日、16年12月24日、17年8月31日、同年12月26日及び18年8月10日における標準賞与額について、年金事務所の記録と実際の給与及び賞与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成17年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成17年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いが、同年7月分及び同年9月分の給与支払明細書における控除額に基づく標準報酬月額はいずれも20万円であるため、これらの控除額に基づく標準報酬月額と同じ20万円に訂正することが妥当である。

さらに、賞与支払明細書から、平成15年12月29日について、その主張する標準賞与額（17万円）、16年12月24日、17年8月31日、同年12月26日及び18年8月10日について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成17年4月1日から18年11月1日までの期間に係る報酬月額及び16年12月24日に係る賞与を実際の報酬月額及び賞与額より低く届け出たことを認めている上、15年12月29日、17年8月31日、同年12月26日及び18年8月10日に係る賞与の届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 12 月 26 日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

平成19年12月26日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年12月26日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年3月まで
20歳になったときに役場から通知が来たので、義父が国民年金の手続を行い、夫の国民年金保険料と一緒に地区の集金人に納付していた。
夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったときに申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人と夫の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義父は既に死亡しており、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月31日に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間の保険料は市町村では収納できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和49年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される49年7月31日に夫の保険料と一緒に納付されていることがA町の国民年金被保険者名簿により確認できるが、申立期間に係る夫の保険料が納付された時期は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される前であることから、申立期間の保険料について、夫の保険料と一緒に地区の集金人に納付していたという主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人の義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年5月まで
昭和48年2月に会社を退職して、A町で国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。領収書は引っ越しの際に処分した。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月に国民年金に加入して、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年4月にA町において払い出されており、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日及び同町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格取得日が、56年3月20日（オンライン記録では、平成15年10月14日に昭和56年3月21日と訂正済み）と記載されていることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 15 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 24 日から 36 年 4 月 8 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 1 日から 37 年 5 月 8 日まで
④ 昭和 37 年 9 月 12 日から 38 年 8 月 18 日まで
⑤ 昭和 38 年 8 月 19 日から 42 年 3 月 19 日まで

年金記録によると、昭和 42 年 8 月 9 日に脱退手当金が支給決定されているが、私は、A社を退職する際に、総務の担当者から脱退手当金の説明を受けたが、また働くかもしれないと思って手続しなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和42年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言、関連資料は無く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間のうち昭和 33 年を含んだ前後の 2 年又は 3 年程度の期間 A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚のうち 3 人については、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載があることから、申立人が 3 人の同僚と同時期に同事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人による勤務の時期に関する記憶は明確ではなく、申立人と同一の寮に居住していたとする者 2 人を含む申立期間に A 事業所に勤務していることが確認できる 14 人についても、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間における申立人の勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、申立人と同様に A 事業所で勤務していた者の中には、厚生年金保険の加入記録を確認できない者や勤務期間に対して厚生年金保険の加入期間が短いと証言する者がいることから、当時、同事業所は必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させた者についても、必ずしもすべての勤務期間を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月から勤務していたA社を退職する際、会社から言われて残った有給休暇を使ったため、最後の入社日は 62 年 3 月 31 日ではなかったものの、在職期間が 3 年に満たないと退職金が支払われないという社内規則があったことから、同年 3 月 31 日付けで辞表を提出し、退職金を受け取った。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員名簿により、申立人が退職した日は、昭和 62 年 3 月 28 日であることが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る昭和 62 年の給与支払報告書に記載された社会保険料の控除額 5 万 806 円は、3 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた金額とおおむね合致する上、当該事業所は、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していることから、控除されている保険料は、61 年 12 月から 62 年 2 月までの分と推認できる。

さらに、事業主は前述の資料以外に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保存しておらず、当時の経理担当者等からも証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 15 日から 47 年 8 月 15 日まで

私は、A社に昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 8 月 12 日（昭和 47 年 8 月 13 日から同年 8 月 15 日までは盆休みであった。）まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間は 46 年 8 月 15 日までとなっている。申立期間について勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、継続して勤務していたと主張するものの、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間当時の同僚に照会を行っても、申立期間におけるA社の勤務実態を推認できる証言は得られない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の関連資料は無く、事業主も申立人の勤務期間については不明と回答している上、当時の経理担当者は厚生年金保険の加入時期や勤務期間に対する厚生年金保険の加入期間の取扱いは従業員によって同じでなく、統一されていなかったと証言しており、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、関連資料や具体的な供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。